# 「グロチウス國際法は尖閣から始まった」

長崎純心大學准教授
内閣官房領土室委託尖閣調査事業特別研究員
いしゐのぞむ

尖閣について、歴史のチャイナ、國際法の日本、といふ形象が罷り通ってゐる。しかし尖閣にはチャイナの虚構と全く逆の、重厚にして悠久の歴史がある。尖閣から西へ南へ眺めれば、そこに廣がる歴史的世界は壯大である。歴史上の領土問題は全て尖閣よりも遙か西側乃至南側に存在し、尖閣は終始靜寂であった。尖閣に領土や法律や政治の爭ひは存在しなかった。ただ重厚な歴史だけが存在した。

新聞テレビで尖閣諸島を「中國名釣魚島」などと呼ぶのはそもそも誤ってゐる。「釣魚嶼」の命名者は不明だが、西暦一五三四年、琉球人の水先案内のもとで最古の釣魚嶼が記録された。琉球人が命名した可能性が極めて高い。まづ新聞テレビに改めさせねば始まらない。

## 世界の關心を集めるために

尖閣の知名度は世界的に極めて高いが、ただの無人島だと思はれてゐる。世界は日本を聲援も批判もせず、ただそこに面白いものがあれば關心を持ってくれる。例へばナポレオンやモーツァルトやツタンカーメンの死因、ナスカ地上繪、バミューダ失踪、などの謎は世界的に關心が高い。

面白い尖閣史が折角存在するのだ。邪馬臺國やナポレオンのやうな民間論爭を、尖閣でも本氣でやれば、日本人とチャイナ人との意地のぶつかり合ひになる。世界が注目すること間違ひない。但し邪馬臺國もナポレオンも決着はつかないが、尖閣だけは日本が百對ゼロで勝つ。今、日本は百對ゼロで勝つ自信が無いから論爭を避けてゐる。一人で全部勝つつもりの私を法螺吹きだと言ふ。ガリレオ地動説の時代ではあるまいに、どうしたことか。

百對ゼロだと始めから分かってゐれば、世界は面白がってくれない。どちらが勝つか分からないからこそ勝負を見てくれる。今が絶好機だ。みんなが見てくれる場所で、百對ゼロで勝つ。これほど痛快事は無い。

## ロンドンを選ぶ

私はこの數年間、平均すれば二週間に一度ほどは尖閣の新史實を見つけて來た。ざっと算へて二百ほどもある。どれもこれも痛快な史實だ。問題はそれが世間に廣まらない。廣めるにはロンドンで月例記者會見をして、次々に新史實を公表すれば良い。歐洲各地の大小の歴史學會にも乘り込んで道場破りを繰り返す。業者に英譯文を作らせて次々に投稿する。しかし、先立つものは資金である。既に政府が二十五億圓支援を決めてゐるが、私の處には一錢も來ない。私は宗教團體の援助を受けるつもりも無い。

漢文學教員として、歐米人に理解してもらふ必要は感じない。ただ尖閣だけは別だ。國家存亡が懸かってゐる。ロンドンを選ぶわけは、歐洲は反日的傾向が強いので、論戰を挑むには絶好だ。歴史學も盛んである。且つロンドンはマスコミ業の大手が集まってゐる。情報はすぐに日本にも傳はる。一年も住めば英語は覺えられる。

單なる歴史の趣味だと等閑視する勿れ。安倍内閣は何故尖閣常駐を斷行しないのか。それは日本乃至世界の壓倒的支持を得られる見込みが無いからだ。日本の主張だけで世界が動くわけではない。歴史を愛好する市民が素晴らしき尖閣史のイメージをふくらませてこそ、尖閣常駐は支持される。左翼でも右翼でもない大多數が正義を理解すれば、日本は何かを主張する必要もなく、即刻常駐できる。外交とか軍事とか、チャチな分野の人はもう黙って欲しい。主役は俺だ。

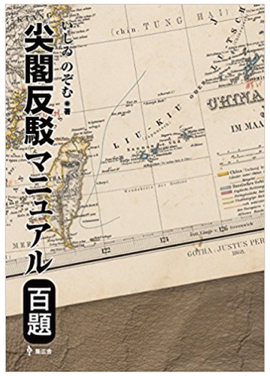

**尖閣反駁マニュアル百題**
いしゐのぞむ著
（集広舎）

朱印船時代、福建沿岸島嶼の最前線は同時に日本船の最前線だった。それを記録する明國側の史料は主に以下の通り。

西暦一五九二年、鄧鐘『籌海重編』。
一五九四年、趙參魯『漁船禁約』。
一五九五年、謝杰『虔臺倭纂』。
一五九九年、王鳴鶴『登壇必究』。
約一六一六年、中國科學院圖書館藏『福建海防圖』。
一六一七年、官修『皇明實録』八月の條。
一六三〇年、陳仁錫『皇明世法録』内『閩海』條。

これらに記録された「倭船必經」の島は東湧（馬祖列島）、烏丘（うきう）、澎湖・彭山などである。日本側でも、國寶級『元和航海記』を始めとして、京都大學藏「扶桑輿地全圖」、長崎博物館藏「東洋南洋航海古圖」など多くの朱印船史料で東湧・烏丘・澎湖・彭山の航路が記載される。

中でも東湧は、尖閣東西航路の最西端の入口であった。東湧こそが日本と明國との覇權爭奪の舞臺だったのだから、尖閣は完全に明國の外側に位置してゐた。私は東湧・烏丘・澎湖・彭山を第ゼロ列島線と呼んでゐる。

## 尖閣こそ國際法の元祖だった

同時代、オランダ人もジャワ島から北上した。西暦一六〇三年、東印度會社は東にマカオへ、西にマラッカへ艦隊を派遣する。目的はポルトガルの貿易の利を奪ふことに在った。しかしポルトガルの根據地マカオでは戰ひ利あらず、オランダ艦隊は翌年澎湖に轉じてこれを占領した。一方、西のマラッカではポルトガル船捕獲に成功し、その巨利をめぐって歐洲の議論は沸騰した。そこで海洋の正義を問題にされたのがグロチウス國際法である。

澎湖は明國の季節性進出地だったため、明國はオランダに對して澎湖の島嶼線より外側の島へ移るべしと通告した。また明國は、日本とオランダとが烏丘を經て來てゐると考へ、東湧をオランダ人が占領することを認めようといふ議論も出た。要するに明國オランダ間の爭ひでも焦點は東湧・烏丘・澎湖の第ゼロ列島線だった。明國はそれをオランダに通告した筈である。

驚くなかれ。法螺ではない。國際法なるものは、尖閣西方の第ゼロ列島線と同じ歴史的時空から誕生した。尖閣が無主地であることを前提として成立した。尖閣こそは國際法の元祖である。以上、短文中に色々と詰め込んだが、他にも史料數は膨大である。拙著諸作をご覽頂きたい。

## 舞臺は尖閣ではなかった

前置きが長くなった。折角なので過去の拙作から一つ摘録したい。

# 次世代リレーコラム「福井に来てから思う竹島のこと」

福井大学教育地域科学部
渡利 道雄

私は生まれてから大学に入学するまでの十九年間を島根県で過ごし、福井での大学生活は三年目を終えようとしています。福井県にきて竹島に関し、自分の考えに変化が出てきました。島根県にいた頃は、竹島の問題が解決しないのは、一方的に引かれ李承晩ラインや国際裁判に応じない相手国に問題があると思っていました。しかし、一向に解決の気配が見えないのは、竹島に関する情報の地域格差と、日本人が自国の領土に興味関心をもたないからではないでしょうか。

竹島に関する情報の地域格差では、島根県で過ごした頃は、インターネットで情報を得ようとしなくても、竹島について情報を、学校の授業やテレビ、新聞などから学ぶことができました。特に、私が小学生の頃に島根県が制定した「竹島の日」（二月二十二日）以降、より多く学ぶ機会を得ました。「竹島の日」が近づくと、毎日のようにテレビのニュースで取り上げられ、地元紙からも今まで知らなかった竹島に関する情報や韓国側の対応を知ることができました。学校の朝礼では、竹島に関するクイズが出されたことも記憶に残っています。そのような日々から、私にとって竹島は身近な存在でした。当時は、毎年「竹島の日」が近づくたびに、竹島の現状はおかしいと思うようになりました。

しかし、島根県を離れ、福井県で迎えた初めの一年間は、ほとんど竹島について考えることがありませんでした。島根県から離れると「竹島」という言葉を聞く回数が極端に減り、情報の地域格差を感じました。福井県で竹島についての情報が入ってきたのは、テレビニュースで韓国が竹島に慰安婦像を作るという話題ぐらいです。北方領土、尖閣諸島、などのその他の日本の領土に関する情報は、島根県から離れてもあまり変わりません。しかし、竹島に関しては明らかに減りました。

竹島の問題は県レベルの問題ではなく、国レベルの問題です。私は、もっと日本国内で竹島に関する情報がどんどん発信され、国民全体で共有されるべきだと思います。そうすれば国全体で問題解決に向けて動いていくことでしょう。

次に、私の同年代の日本人が、領土に関心が低い人が多いということです。この記事を書いている際に、友人と領土の話になり、日本との間に領土問題を抱えている国がどこなのか、知らない人がいることに驚きました。私は小さいときから地理に関して興味があり、その過程で、竹島を知り、尖閣諸島を知り、北方領土を知りました。多くの人は私と同じように一般常識として領土の知識を身につけていると思います。しかし、教科書の竹島の記述は、島根県で得た情報と比較して、情報量が少なすぎます。そのような教育でいいのでしょうか。

韓国の学校の授業で小学生が「独島は韓国のものだ」と声を合わせて歌っている映像を見ました。しかも、韓国はそのような活動を韓国全土で行っていると知り、恐怖すら感じました。日本の教育と比較して差を感じたのと同時に、日本がこのまま行動を起こさなければ竹島を取り返すことはできなくなってしまうのではないかと思います。吉田松陰の言葉で「地はなれて人なく、人を離れて事なし、人事を論ずる者は地理より始めむと」という言葉があります。私はこの言葉を、まず何を始めるにも自分の国や地域のことを知ることが大切である、と理解しています。日本の教育はもっと領土問題を取り上げるべきです。

領土無くして国は成り立ちません。日本海に浮かぶ小さな小島でも、本州であっても、同じ日本国の領土です。これからの日本社会を担っていく私たちは領土についてしっかりと理解し、発信する責任があると思います。その責任を果たし続けることが領土を守るために必要なことです。

# 「なぜ、防衛関係の本を出すのか？」

自民党政務調査会審議役
田村重信

## 日本の領土・領海を守るためには国防が必要

国防は国の基本である。

国という字を思い出して欲しい。国の旧字は國であるが、この國という字の中にある小さな口は国民・人民、その下の一は土地、戈（ほこ）は武力・軍事力で、外の口は国境をさしており、国にとって武力は古来より不可欠と考えられてきたのである。他方、「武」とは、戈を止めると書く。

このように「武力＝軍事力」は国の安全保障を確保し戦争を防止するためのものなのである。

## 日本の大学で学べない防衛政策

近年、国民の間での安全保障に関する意識が高まっている。

これは、日本の安全保障を取り巻く環境が、米国における9・11テロ、イラク戦争、最近の北朝鮮による拉致事件やミサイル・核兵器開発、中国とロシアの軍事力の増強などで厳しくなっていることなどからである。

この国民の安全保障への意識の高まりを受けて、安全保障の勉強をしたいという気運が高まってきているが、日本には、体系的な教科書・参考書がないのが現状である。

これは戦後教育の弊害でもあり、「国家や軍は悪」「軍事のことを研究するのは危険だ」「平和憲法を守ってさえいれば平和は確保される」といった誤った意識があるからと考えられる。日本の大学に安全保障講座がほとんど設けられておらず、そのための現実の政府の防衛政策を踏まえた教科書がほとんど存在しないのはこうしたことからである。

## 平和安全法制での誤った議論

今回の平和安全法制の議論で、憲法と防衛政策・自衛隊の関係が正しく理解されていないことから、感情的な誤った主張が幅をきかせる結果となった。

例えば、戦争は国際法上違法とされていることから戦争法という名前の法律を作れば憲法違反や国際法違反となる。平和安全法制を、戦争法だと批判する人の方が立憲主義の破壊者と言える。また、徴兵制は憲法上できない。集団的自衛権の解釈を変更しても新たな法律を作ってもできない。さらに他国では、日本と同じ敗戦国ドイツは、徴兵制から志願制に移行しているのが現状だ。

さらに、マスコミ報道の中で、平和安全法制を正しく理解せずに間違った報道を平気で繰り返す新聞・テレビ・週刊誌なども多い。

憲法と日本の防衛政策は、まだまだ日本では冷静かつ客観的な立場から国民に伝えられていない。

田村重信氏
（http://rongoken.com/）
自由民主党政務調査会審議役（外交・国防・インテリジェンス等担当）。
拓殖大学桂太郎塾名誉フェロー。
昭和28（1953）年新潟県長岡市（旧栃尾市）生まれ。拓殖大学政経学部卒業後、宏池会（大平正芳事務所）勤務を経て、自由民主党本部勤務。政調会長室長、総裁担当（橋本龍太郎）などを歴任。湾岸戦争以降のすべての安全保障・防衛政策の策定・法律の立案等に関わる。慶應義塾大学大学院で15年間、日本の安保政策及び法制に関する講師も務めた。防衛法学会理事、国家基本問題研究所客員研究員。著書に『改正・日本国憲法』（講談社+α新書）、『平和安全法制の真実』（内外出版）他多数

## 防衛関連本の出版

私は、慶應義塾大学大学院法学研究科の非常勤講師として「日本の安全保障講座」（憲法特殊講義・平成二十六年三月まで十五年間）を担当し、現実の日本の安全保障・防衛政策の実態を具体的に講義した。

これらの本の出版は、日本の大学教育の中で一番足りない安全保障・防衛分野に関する正しい知識が日本の次代を担うリーダー始め広く国民に普及され、国の安全保障を考える一助になればと考えたからである。

平和安全法制が国会で議論されると、多くのマスコミ関係者は『日本の防衛法制』をテキストとして利用し、品切れとなった。

他にも平和安全法制を正しく伝えるために、急きょ『安倍政権と安保法制』『平和安全法制の真実』（内外出版）を、最近は、これを読めば日本の防衛政策が理解できるという『知らなきゃヤバい！防衛政策の真実』（育鵬社）を出版した。

これらの本は、現実の政府の防衛政策を踏まえて著されたもので、本の内容は防衛省・政府の考え方を基本としている。

日本の防衛政策で最も大事なことは、まず責任ある政府の見解を学ぶことである。政府の見解を十分に理解することなく、自衛隊は憲法違反と主張し、軍事反対のイデオロギー的立場から単に感情的に批判するといったことは、健全な防衛政策論議を阻害する以外の何ものも生み出さず、厳に慎まなければならないことである。

今後、日本が国際社会の中で生きて行くためには、我々国民が正しい防衛政策の知識と見識を身につけることが必要である。

防衛政策を真剣に考える多くの国民の皆様に、『知らなきゃヤバい！防衛政策の真実』（育鵬社）などを、まず読んでいただくことを期待する。

**知らなきゃヤバい！ 防衛政策の真実**
田村 重信著
（育鵬社）

## 有事法制の時と全く同じ

かつて有事法制に関する出版物でも、多数が有事法制反対の立場からのものであり、私自身『急げ！有事法制』（朝雲新聞社、二〇〇二年）を上梓したが、当時、こうした賛成論からのアプローチは極めて少数派であった。

しかし、現実は平成十五（二〇〇三）年、有事法制は武力攻撃事態対処関連三法として、国会で圧倒的多数の賛成で成立した。

大学の憲法学者の多数が「軍は悪」「憲法違反の自衛隊」「米国の戦争に協力するもの」といった、まさに感情的とも言える観点から有事法制に反対の立場であり、国民のある意味で健全な判断に対峙するものとなっていた。このような全てに反対といった考えは、現実の世の中の動きが正確には反映されたものとは言えないだろう。

今回の平和安全法制の議論も、昔と全く同じである。